

【2011年3月2日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第6号 ■

♪♪ 目次 ♪♪

【トピックス】

1. 今月の雇用情勢
2. 今月の助成金：
 - (6) 「中小企業雇用安定化奨励金」と「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」の統合について
3. 労働者の労働条件の確保・改善のために：
 - (5) 職場意識改善助成金のご案内

【最近の動き】

- ▼新卒者の雇用について、政府から中小企業団体や経済団体に対して要請を行いました
- ▼第15回ILOアジア太平洋地域会議が開催されます
- ▼厚生労働省が今国会に提出した法律案について
- ▼最近の中央労働委員会の主要命令を紹介します

【厚生労働省からのお知らせ】

【トピックス1】 今月の雇用情勢

3月1日に公表された1月の完全失業率は前月と同水準の4.9%、有効求人倍率は前月より0.03ポイント上昇して0.61倍となりました。

このように雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつありますが、依然として厳しい状況にあります。

【労働力調査】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.htm> (総務省)

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000137pd.html>

【トピックス2】 今月の助成金(6)

「中小企業雇用安定化奨励金」と「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」の統合について

「中小企業雇用安定化奨励金」と「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」は平成23年4月1日に統合予定です。

※このお知らせは平成23年度予算案に基づくものです。

○制度の概要

有期契約社員、パートタイム社員がその能力をより一層発揮できる雇用環境を整備するため、労働協約や就業規則により、正社員と共通の評価・資格制度や正社員転換制度などを導入し、実際に対象者に適用した事業主に「中小企業雇用安定化奨励金」（対象：有期契約社員）または「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」（対象：パートタイム社員）を支給しています。

○改定内容

こうした雇用管理の改善に取り組む事業主への支援を一本化してより効率的に推進するため、両助成金を整理・統合し、平成23年4月から新たに「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設する予定です。

また、新たな奨励金の移行に当たっては、助成対象の一部廃止、支給対象人数・対象期間など支給要件の変更を予定しています。

これらの概要や現行制度の経過措置については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/pdf/63.pdf>

※新しい奨励金の支給要件など詳細は、平成23年4月以降にお知らせする予定です。

【トピックス3】 労働者の労働条件の確保・改善のために

(5) 職場意識改善助成金のご案内

仕事と生活の調和を目指し、労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主を支援するため、助成金を支給します。

※このお知らせは平成 23 年度予算案に基づくものです。

(対象)

2年間の取り組みができる中小企業の事業主

(「職場意識改善計画」の認定申請期間)

平成 23 年 4 月 1 日～7 月 31 日

※申請件数の状況などによって申請の受付を早めに締め切る場合があります。

	支給要件	支給額
1 回目 (初年度)	職場意識改善計画に基づき、 1 年間取り組みを効果的に行った場合	50 万円
	労働時間などの「制度面」にまで 踏み込んだ改善を行った場合	上記支給に加え、 50 万円
2 回目 (2 年度)	職場意識改善計画に基づき、初年度より さらに取り組みを効果的に行った場合	50 万円
	2 年度にわたり効果的な取り組みを行い、 顕著な成果を上げた場合	上記支給に加え、 50 万円

※詳しくは都道府県労働局労働基準部監督課（東京、大阪、愛知労働局は労働時間課）へお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

【最近の動き】

□■ 新卒者の雇用について、政府から中小企業団体や経済団体に対して要請を行いました ■□

就職環境は非常に厳しく、1人でも多くの人の就職が卒業までに決まるよう、関係各省が連携し、全力で就職支援を行っています。

2月15日には、政府の「新卒者雇用・特命チーム」が中小企業団体（日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会）に対し、この春卒業予定でまだ就職先が決まっていない学生の採用を求める要請を行いました。

さらに、2月16日には細川律夫厚生労働大臣、高木義明文部科学大臣、海江田万里経済産業大臣の連名による要請書を主要経済団体に送付し、この春卒業の未内定者の採用拡大や平成24年卒業予定の学生・生徒のための採用枠の拡大などを要請しました。

1人でも多くの新卒者の就職が決まるよう、事業主の皆さまのご協力をお願いいたします。

【要請文書】

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sinsotsu/20110215/yousei.html>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000012113.html>

□■ 第15回ILOアジア太平洋地域会議が開催されます ■□

平成23年4月10～13日、国立京都国際会館（京都市）で、第15回ILOアジア太平洋地域会議が開催されます。同会議の開催目的について、ILO駐日事務所に寄稿をいただきましたので、ご紹介します。

● 第15回ILOアジア太平洋地域会議開催に当たって ●

第15回ILOアジア太平洋地域会議は、おおむね4年に一度開催される、いわば地域レベルのILO総会です。ILO加盟国のうち、アジア太平洋諸国・地域（アラブ地域を含む44カ国（注）の政労使の代表約500人が出席し、全ての人々が、自由、公平、保障、人間としての尊厳が確保された労働条件を享受するディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の達成のため、これまでに成し遂げた進展を検討し、今後4年間の当該地域での活動の方向を決定することを目的としています。本会議が日本で開催されるのは、昭和43年（1968年）の第6回会議以来43年ぶりのこととなります。

会議では、「テーマ別分科会」という形で、（1）マクロ経済政策、労働政策、社会的保護政策の調整、（2）生産的な雇用、持続可能な企業、技能開発、

(3) 労働における権利と社会対話、の3つのテーマについて討議が行われる予定です。

「アジアにおけるディーセント・ワークの10年」の最終年である2015年は、国連のミレニアム開発目標(MDG)達成の期限でもあります。MDGの8つの目標のうちの第1の目標は、「貧困の撲滅」ですが、具体的目標として、「完全かつ生産的な雇用と、女性や若者を含め、全ての人々のディーセント・ワークを達成する」と掲げられています。

政労使の協力の下、「ディーセント・ワークを全ての人に」という目標を実現し、そしてMDGを達成すべく、今回の会議がそのための大きな推進力となることを期待しています。

(注) 中国、韓国、タイ、シンガポール、インド、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランド、サウジアラビアなどのアジア・太平洋及びアラブ諸国の44カ国。

●日本政府主催セッション「雇用のための社会的セーフティネットの構築：アジア戦略」について(大臣官房国際課) ●

アジア地域は、近年急速に経済発展を遂げている反面、経済的な格差が拡大しています。特に経済危機の際、社会的弱者に対する社会的セーフティネットの不備とその構築の必要性が明らかになり、さまざまな国際機関により、社会的セーフティネット実現のための取り組みが行われています。

厚生労働省では、アジアにおける社会的セーフティネット、とりわけ導入が遅れている失業保険などの雇用のセーフティネット構築を促進するため、同会議で「日本政府主催セッション」を開催します。アジアの現状について理解を深めるとともに、雇用セーフティネットの有効性、課題と導入に向けた戦略を探り、その実現のために各団体がどういう役割を担うべきか、明確化を図るのが狙いです。

□■ 厚生労働省が今国会に提出したの法律案について ■□

厚生労働省では、今国会(第177回通常国会)に求職者支援法案、雇用保険法及び労働保険徴収法の改正案など5本の法律案を提出しています(平成23年3月2日現在)。

各法律案概要などはこちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/177.html>

□■ 最近の中央労働委員会の主要命令を紹介します ■□

中央労働委員会が出された最近の主要命令を紹介します。

○平成 22 年（不再）第 16 号不当労働行為再審査事件（平成 23 年 2 月 1 日）

事業を廃止して職員全員を解雇した社会福祉法人三郡福祉会が解散する際に、同会から基本財産を譲り受けた社会福祉法人佐与福祉会が、三郡福祉会の元職員らが組織する組合からの、雇用保障問題などについての団交申し入れを拒否したことは、不当労働行為に当たらないとした。

【報道発表資料】

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/houdou/futou/dl/shiryo-01-374.pdf>

【過去の主要命令】

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/meirei/index.html>

【中央労働委員会の概要】

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/index.html>

【厚生労働省からのお知らせ】

～ 従業員 101～300 人企業の事業主の皆さま ～

次世代を担う子どもたちを育成する環境づくりのための「一般事業主行動計画」の策定・届出はお済みでしょうか？

来月から一般事業主行動計画の策定等が義務になります！！

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるため、「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という）が平成 15 年に制定され、国、地方公共団体、企業、国民がそれぞれの立場で取組を進めていくこととされています。

現在、次世代法に基づき、301 人以上の従業員を雇用する企業は、仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」の策定、都道府県労働局への届出、公表および従業員への周知を図ることが義務付けられています。

来月には、改正次世代法が施行され、従業員数が 101 人以上 300 人以下の事業主

にも、この行動計画の策定等の義務が拡大します。

仕事と子育ての両立を支援するため、雇用環境を整備することは、優秀な人材の確保・定着、生産性向上や業務の効率化にもつながり、人事戦略や企業経営戦略として、積極的に位置付けることができます。

義務化となる規模の企業で、策定等が済んでいない場合は、早急に取り掛かっていただきますようお願いいたします。4月1日を過ぎても策定がお済みでない場合は、行政指導の対象となりますので、ご注意ください。

また従業員が301人以上の企業でも、計画の策定・届出、公表・周知を行っていない場合は、至急の取組をお願いします。

【一般事業主行動計画とは】

従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な働き方の導入などを進める際の(1)計画期間 (2)目標 (3)目標達成のための対策、を定めるものです。

【詳細はこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

(「モデル行動計画」や届出様式をダウンロードできます)

【お問い合わせ】 (最寄りの都道府県労働局雇用均等室へ)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/index.html>

霧島山(新燃岳)噴火被害および高病原性鳥インフルエンザ被害の拡大に伴い、雇用調整助成金の支給要件を緩和しています

霧島山(新燃岳)噴火被害や高病原性鳥インフルエンザ被害の拡大に伴い、平成23年2月22日から、雇用調整助成金を利用する場合の支給要件を緩和し、事業活動縮小の確認期間を「最近3カ月」から「1カ月」に短縮しています。

詳しくは、下記サイトをご覧ください。最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

【報道発表資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000012yym.html>

「ハローワークサービス憲章」を策定しました。

厚生労働省では、公共職業安定所（ハローワーク）の窓口サービスの基本方針などをまとめた「ハローワークサービス憲章」を策定しました。

失業率が依然として高い水準で推移する中、職業紹介や雇用保険などの公共雇用サービスを担うハローワークの役割は以前に増して重大になっていると認識しています。

こうした背景を受け、職員一人ひとりが窓口サービスの基本を再確認し、利用者の皆さまのニーズに十分応えて満足度の高い窓口サービスを提供していく決意を、この「ハローワークサービス憲章」に表しました。

今後、この憲章をハローワーク庁舎内や厚生労働省ホームページなどに掲示し、これまで以上に、窓口サービスの向上に取り組んでいきます。

【報道発表資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000133p1.html>

社会保険、労働保険関係手続のオンラインによる電子申請は「電子政府の総合窓口(e-Gov(イーガブ))」から行うことができます。

<「電子政府の総合窓口(e-Gov)」トップページ>

<http://www.e-gov.go.jp/index.html>

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

<新着情報／緊急情報配信サービスのご案内>

厚生労働省では、厚生労働省ホームページの新着情報欄、緊急情報欄に掲載された情報をメールにて配信するサービスを行っています。併せてご利用ください。

□お申し込みはこちら <http://www.mhlw.go.jp/shinchakukinkyu/index.html>

<ツイッターのご案内>

厚生労働省では、インターネット上のミニブログサービス「ツイッター」で、国民の皆さまにつぶやいています。併せてご利用ください。

□お申し込みはこちら <http://twitter.com/MHLWitter>

<メールマガジン労働情報のご案内>

（独）労働政策研究・研修機構（JILPT）では、調査研究に関する情報や雇用・労働分野の最新ニュースを、週2回（水曜日と金曜日）、無料で配信しています。併せてご利用ください。

□お申し込みはこちら <https://www.jil.go.jp/kokunai/mm/jmm.htm>
